

別表4 解体業（法人）

書類名		備考	新規	更新	変更届出
1 許可申請書					
解体業許可申請書 解体業変更届出書	様式第五 様式第七	正本・副本はあるか			
		更新の場合、期間満了前の申請か	/		/
		更新・変更の場合、許可番号・許可年月日の記載があるか	/		/
		変更の場合、変更があった日から30日以内の届出か	/		/
		他の許可（自り法・廃掃法。他の都道府県のものも含む。）がある場合は記載があるか			/
		栃木県収入証紙、POSレジから出力されたレシート又は栃木県電子申請システムの画面コピーが申請書の正本に貼付されているか	78,000	70,000	/
2 添付書類					
①定款又は寄附行為		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
②商業登記事項証明書		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
③役員の住民票の写し ※役員は、顧問・相談役など役員に準じる者を含む。（以下同じ。）		本籍地の記載があるか。外国人にあつては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
④役員の成年被後見人等に係る登記事項証明書		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
⑤発行済株式総数又は総出資額の5%以上を占める者がいる場合					
ア 個人株主の場合	住民票の写し	本籍地の記載があるか。外国人にあつては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
	成年被後見人等に係る登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か			
イ 法人株主の場合	商業登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か			
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
⑥本支店の代表者や契約締結権限のある使用人がいる場合					
	その方の住民票の写し	本籍地の記載があるか。外国人にあつては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
	その方の成年被後見人等に係る登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か			
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
⑦解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取図		更新許可申請の場合は省略可		/	
⑧施設の所有権（又は使用権原）を証するもの		更新許可申請の場合は省略可		/	
⑨事業計画書				/	
⑩収支見積書				/	
⑪欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（別記様式第3号）				/	
⑫標準作業書（申請書に記載がない場合）		標準作業書全文の写しを推奨する			
⑬許可証の写し		・新規許可申請の場合：産業廃棄物に関する許可を持っている場合は、その許可証の写し ・更新許可申請の場合：自動車リサイクル法の許可証の写し			
⑭委任状		行政書士等の第三者に委任する場合※押印			/

- 2以上の申請を同時に行う場合（解体業と破砕業を同時に申請する場合等）には、次の書類については、原本を一方の申請書に添付すれば、他の申請書については書類の添付を省略できます。（写しの添付も不要です）
  - 【申請者が法人の場合】定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、役員及び株主の住民票の写し・成年被後見人等に係る登記事項証明書、株主の商業登記事項証明書
  - 【申請者が個人の場合】住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書（未成年者で法定代理人が個人の場合）  
法定代理人の住民票の写し・成年被後見人等に係る登記事項証明書（未成年者で法定代理人が法人の場合）  
定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、役員の住民票の写し・成年被後見人等に係る登記事項証明書
  - 【法人・個人共通】施設の所有権（又は使用権原）を証するもの

- 提出先は事業所の所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所です。

- 栃木県電子申請システムにて手数料を支払いした場合において栃木県電子申請システムの画面コピーを添付出来ない場合は、様式第5に整理番号を記入してください。

別表4 解体業（個人）

書類名		備考	新規	更新	変更届出
1 許可申請書					
解体業許可申請書 解体業変更届出書	様式第五 様式第七	正本・副本はあるか			
		更新の場合、期間満了前の申請か	/		/
		更新・変更の場合、許可番号・許可年月日の記載があるか	/		
		変更の場合、変更があった日から30日以内の届出か	/	/	
		他の許可（自り法・廃掃法。他の都道府県のものも含む。）がある場合は記載があるか			/
		栃木県収入証紙、POSレジから出力されたレシート又は栃木県電子申請システムの画面コピーが申請書の正本に貼付されているか	78,000	70,000	/
2 添付書類					
①申請者の住民票の写し		本籍地の記載があるか。外国人にあつては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
②申請者の成年被後見人等に係る登記事項証明書		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
③申請者が未成年者の場合					
ア 法定代理人が個人の場合	住民票の写し	本籍地の記載があるか。外国人にあつては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
	法定代理人の成年被後見人等に係る登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か			
イ 法定代理人が法人の場合	法人の定款又は寄附行為	申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
	法人の商業登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か			
	役員の住民票の写し	本籍地の記載があるか。外国人にあつては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
	役員の成年被後見人等に係る登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か			
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
④解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取図		更新許可申請の場合は省略可		/	
⑤施設の所有権（又は使用権原）を証するもの		更新許可申請の場合は省略可		/	
⑥事業計画書					/
⑦収支見積書					/
⑧欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（別記様式第3号）					/
⑨標準作業書（申請書に記載がない場合）		標準作業書全文の写しを推奨する			
⑩許可証の写し		・新規許可申請の場合：産業廃棄物に関する許可を持っている場合は、その許可証の写し ・更新許可申請の場合：自動車リサイクル法の許可証の写し			
⑪委任状		行政書士等の第三者に委任する場合※押印			/

- 2以上の申請を同時に行う場合（解体業と破砕業を同時に申請する場合等）には、次の書類については、原本を一方の申請書に添付すれば、他の申請書については書類の添付を省略できます。（写しの添付も不要です）
  - 【申請者が法人の場合】定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、役員及び株主の住民票の写し・成年被後見人等に係る登記事項証明書、株主の商業登記事項証明書
  - 【申請者が個人の場合】住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書（未成年者で法定代理人が個人の場合）  
法定代理人の住民票の写し・成年被後見人等に係る登記事項証明書（未成年者で法定代理人が法人の場合）  
定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、役員の住民票の写し・成年被後見人等に係る登記事項証明書
  - 【法人・個人共通】施設の所有権（又は使用権原）を証するもの
- 提出先は事業所の所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所です。
- 栃木県電子申請システムにて手数料を支払いした場合において栃木県電子申請システムの画面コピーを添付出来ない場合は、様式第5に整理番号を記入してください。